主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法三八条一項違反をいう点は、実質において量刑不当の主張であり、憲法三七条二項違反をいう点は、記録によれば、被告人及び弁護人は、第一審において、所論被害者らの供述調書等を証拠とすることに同意し、右供述者らに対する審問権を放棄しており、かつ、原審においても、所論証人等の申請をしていないことが明らかであるから、所論は前提を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、弁護人中村雅人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五九年四月一一日

最高裁判所第二小法廷

慶	宜	野	鹽	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官
進		橋	大	裁判官
次	#		牧	裁判官